

当院では、以下の施設基準の届出を行っております。

- ① 「在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料」**
当院では、在宅または施設にて療養を行っている患者で、通院が困難な患者に対し、計画的な医学管理の下で定期的な訪問診療を行う場合に、月に1回、上記の加算を算定しております。(令和3年2月から)
- ② 「検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料」**
当院では、別の医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者にかかわる検査結果、画像情報、画像診断の所見、

投薬内容、注射内容、退院時要約等の診療記録の内主要なものについて、電子的方法により閲覧または、受信し当該患者の診療に活用した場合に算定しております。(令和 3 年 2 月から)

海老名おおくさ泌尿器科クリニック

夜間・早朝加算を算定いたします

※夜間・早朝加算とは…

平日 6 時以降または土曜日の 12 時以降に受付をした患者について
算定可能

保険負担割合	加算額
1 割負担	50 円
2 割負担	100 円
3 割負担	150 円

ご理解のほどよろしくお願いたします